

京 都 大 学 公 印 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																												
<p>(前 略)</p> <p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者(以下「公印制定者」という。)が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長</p> <p>(2) 副学長の印 学生部学生課長</p> <p>(3) 本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第52条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の所掌に係る公印 当該室長、部長が指定する課長又はセンター長</p> <p>(4) } (略)</p> <p>2 (中 略)</p>	<p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 副学長の印 学務部学生課長</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該室長、部長が指定する課長又はセンター長</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>																																												
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第7節、第8節及び第10節に定める施設等の印</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第7節、第8節及び第10節に定める施設等の長の印</td> <td>2 3</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第9節及び第11節に定める施設等の印</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第9節及び第11節に定める施設等の長の印</td> <td>2 0</td> </tr> <tr> <td>本部の事務組織の部の印</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>本部の事務組織及び部局事務部の部長の印</td> <td>2 3</td> </tr> <tr> <td>本部の事務組織の室、課、センターの印</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>本部の事務組織の室長、課長、センター長の印</td> <td>2 0</td> </tr> <tr> <td>部局事務部の事務長、課長、室長の印</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p>	種類	寸法	(略)		組織規程第3章第7節、第8節及び第10節に定める施設等の印	2 8	組織規程第3章第7節、第8節及び第10節に定める施設等の長の印	2 3	組織規程第3章第9節及び第11節に定める施設等の印	2 5	組織規程第3章第9節及び第11節に定める施設等の長の印	2 0	本部の事務組織の部の印	2 8	本部の事務組織及び部局事務部の部長の印	2 3	本部の事務組織の室、課、センターの印	2 5	本部の事務組織の室長、課長、センター長の印	2 0	部局事務部の事務長、課長、室長の印		<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の印</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の印</td> <td>2 3</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の印</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の長の印</td> <td>2 0</td> </tr> <tr> <td>事務本部の部の印</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>事務本部及び部局事務部の部長の印</td> <td>2 3</td> </tr> <tr> <td>事務本部の室、課、センターの印</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>事務本部の室長、課長、センター長の印</td> <td>2 0</td> </tr> <tr> <td>部局事務部の事務長、課長、室長の印</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	寸法	(略)		組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の印	2 8	組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の印	2 3	組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の印	2 5	組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の長の印	2 0	事務本部の部の印	2 8	事務本部及び部局事務部の部長の印	2 3	事務本部の室、課、センターの印	2 5	事務本部の室長、課長、センター長の印	2 0	部局事務部の事務長、課長、室長の印	
種類	寸法																																												
(略)																																													
組織規程第3章第7節、第8節及び第10節に定める施設等の印	2 8																																												
組織規程第3章第7節、第8節及び第10節に定める施設等の長の印	2 3																																												
組織規程第3章第9節及び第11節に定める施設等の印	2 5																																												
組織規程第3章第9節及び第11節に定める施設等の長の印	2 0																																												
本部の事務組織の部の印	2 8																																												
本部の事務組織及び部局事務部の部長の印	2 3																																												
本部の事務組織の室、課、センターの印	2 5																																												
本部の事務組織の室長、課長、センター長の印	2 0																																												
部局事務部の事務長、課長、室長の印																																													
種類	寸法																																												
(略)																																													
組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の印	2 8																																												
組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の印	2 3																																												
組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の印	2 5																																												
組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の長の印	2 0																																												
事務本部の部の印	2 8																																												
事務本部及び部局事務部の部長の印	2 3																																												
事務本部の室、課、センターの印	2 5																																												
事務本部の室長、課長、センター長の印	2 0																																												
部局事務部の事務長、課長、室長の印																																													